

都立桜ヶ丘公園ドッグラン利用規約

この利用規約は、都立桜ヶ丘公園ドッグラン（以下ドッグランという）において、動物の愛護と適正な飼養を学習することを通じて、人と動物の豊かな共生社会の実現と桜ヶ丘公園をどこよりも安全で快適な公園とすることを目指して定めるものです。

利用者一人一人が利用規約を遵守し、「利用者は管理者」の意識を持って、ドッグランの管理運営に協力することで、ドッグランの維持継続が成り立ちます。

ドッグランを清潔で気持ち良く利用するために、ドッグラン内のゴミ拾い、糞の始末など自主的に管理にご協力ください。利用者同士お互いに注意し合っ、マナーアップに繋がるよう交流を深めると同時に、ドッグランの内外でのマナー向上に努めてください。

1. 利用資格

ドッグランは利用登録制となっております。

本ドッグラン利用規約に同意し、利用登録した方が利用できます。

<人> 登録は中学生以上とします。小学生は利用登録した保護者同伴。

未就学児は入場できません。

公園周辺の道路に駐車しないこと。

<犬> (1) 飼い犬の畜犬登録をし、鑑札の交付をうけていること。

(2) 「狂犬病予防法」に基づき、予防注射を毎年1回受け注射済票の交付を受けていること。

(3) 攻撃性の強い犬は入場できません。

(4) 生後6ヵ月未満の犬は登録できません。

2. 利用時間

午前6時から日の入りまで

ただし、大雨、強風等の荒天時や災害発生時など、管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります。

また、ドッグランの緊急工事など管理、運営上やむを得ない場合予告なしに閉鎖することがあります。

3. 利用について

(1) ドッグランに入場するときは、犬に鑑札と狂犬病予防注射済票を装着のうえ、登録カードが見える位置に身につけてください。なお、登録カードを忘れた場合は入場できません。

(2) 首輪をつけ犬の行動を制御できる状態で入場してください。

(3) ノーリードは各エリア内でのみとします。リリースポイントまではリードをはなさないでください。

(4) 飼い主は飼い犬から目を離さないでください。怖がっている犬を追いかけたり、吠え続けたり、マウンティングした場合は直ちに制御してください。

(5) 遊び道具、おやつ、ご褒美を与える場合には、他の犬に影響を及ぼす可能性があるため、必ず周囲の方に確認してください。

- (6) 糞は速やかに回収しお持ち帰りください。糞をしたことに気づかない飼い主を見たら声をかけて教えてください。尿の後には必ず水をかけてください。
- (7) 施設利用後は、利用した場所を周ってごみや糞が落ちていないことを確認のうえ退場してください。
- (8) ドッグランは自己責任で利用してください。ドッグランで起きたすべてのトラブルは、当事者同士において解決してください。事故、怪我、病気などの発生について公園管理者は一切責任を負いません。

4. 禁止行為

- (1) 飲食及び喫煙
- (2) ブラッシング
- (3) 営利目的の利用や営業活動、広告宣伝行為、政治活動、宗教活動
- (4) 健康状態のよくない犬を連れての入場
- (5) 人のみでの入場
- (6) 犬以外のペットを連れての入場

5. 咬傷事故等の対応

「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを遵守してください。

(1) 発生時

飼い主は被害者に対し、直ちに適切な応急処置及び新たな事故発生を防止する措置を講じること。必要により警察への通報や救急出動を要請してください。

なお、上記措置を終了してから公園サービスセンターに報告してください。

(2) 事故後

事故発生から24時間以内に動物愛護相談センターか保健所に届け出をしてください。

飼い主は事故発生から48時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。

6. 規約の変更

必要に応じて規約を変更することがあります。

7. 個人情報について

登録申請書の個人情報に関しては、ドッグランの管理、登録以外の目的には使用しません。

8. 登録の抹消

- (1) 自己の都合で退会される場合は、登録カードを返却してください。
- (2) 上記の利用規約を守らない場合、その他迷惑行為があった場合、管理所の判断で登録を抹消することがあります。その場合は登録カードを返却してください。